

令和2年12月21日
広島県

広島県・今治市国家戦略特別区域・海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業実施要領

1 制度趣旨及び概要

広島県・今治市国家戦略特別区域・海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業（以下「本事業」という。）は、海外の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）した外国人留学生の日本企業への就職を促進し、もって地域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図ることを目的とする。

広島県（以下「県」という。）を本事業の実施区域として定めた国家戦略特別区域計画について、令和2年12月21日に内閣総理大臣の認定を受けたことから、県から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業等する、一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業等後から最大1年間に限り就職活動の継続のための在留資格「特定活動」を特例的に認めるものである。

2 本事業の活用の要件

本事業においては、本邦の日本語教育機関を卒業等する外国人留学生が当該特例措置を受ける要件として、次の要件を満たす必要がある。

（1）外国人留学生の要件

- ア 海外の大学等を卒業等し、学士以上の学位を取得していること。
- イ 在籍していた日本語教育機関における授業の出席状況が良好であること。
- ウ 就職活動を継続するための適切な経費支弁能力を有していること。
(日本語教育機関卒業等後の就職活動継続期間においても資格外活動は1週について28時間まで。インターンシップの場合等は、1週について28時間を超える資格外活動許可を受けることも可能。)
- エ 日本語教育機関に在籍している期間中から、日本企業への就職活動を行っていること。
- オ 卒業等後も県内を生活拠点とし、在籍していた日本語教育機関と定期的に面談を行い、就職活動の進捗状況を報告するとともに、県等が行う外国人留学生の就職支援事業に関する情報提供を受けること。
- カ 日本語教育機関を卒業等後も就職活動を継続することに関し、卒業等した日本語教育機関から推薦状を取得していること。

（2）日本語教育機関の要件

- ア 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留

資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号。以下「留学告示」という。）別表第1に掲げる日本語教育機関であること。

イ 直近3年間、地方出入国在留管理局から、日本語教育機関の告示基準（出入国在留管理庁、平成28年7月22日策定、令和2年4月23日一部改定。以下「告示基準」という。）第1条第1項第8号ニに規定された「適正校」である旨の通知を連続して受けていること。

ウ 職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく職業紹介事業の許可の取得若しくは届出を行っていること又は就職を目的とするコースを備えていること。

エ 在籍していた外国人留学生の日本企業への就職について、適切な実績があること。

オ 本事業を活用する外国人留学生の就職支援のため、当該外国人留学生と卒業等後も定期的に面談し、就職活動の進捗状況の確認及び就職に係る情報提供を行うこと。その面談結果を県に報告すること。

カ 地域の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るための県との連携が図られていること。

キ 卒業等後の就職活動継続期間内に就職が決定しなかった場合には、当該外国人留学生の帰国について適切な指導を行うこと。

3 日本語教育機関の要件適合に関する確認証明の申請

(1) 申請手続

本事業の活用を希望する外国人留学生が在籍する日本語教育機関は、本実施要領2(2)の各号で示した「日本語教育機関の要件」に全て適合することについて、次の内容を記載した確認証明の申請書（以下「確認証明申請書」という。）を提出し、県の確認を受けなければならない。

ア 留学告示別表第1に掲げる日本語教育機関の名称及び所在地

イ 地方出入国在留管理局から日本語教育機関へ通知のあった直近3年間の適正校の選定状況

ウ 職業安定法に基づく職業紹介事業の許可の取得若しくは届出の状況又は就職を目的とするコースの設置状況

エ 在籍していた外国人留学生の日本企業への就職状況

オ 卒業等後、就職活動を継続している外国人留学生との定期的な面談方法

カ 地域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るための県との連携内容

キ 卒業等後の就職活動継続期間に就職が決定しなかった場合の外国人留学生への帰国指導の方法

(2) 確認証明申請書

別紙様式1のとおり。

4 確認証明申請書記載にあたっての留意点

日本語教育機関は、確認証明申請書における各項目の記載にあたって、次の点に留意すること。

(1) 留学告示別表第1に掲げる日本語教育機関の名称及び所在地

告示基準第2条において、留学告示別表第1に掲げる日本語教育機関の抹消の基準が規定されているため、最新の留学告示に規定されている日本語教育機関の名称及び所在地を記載すること。

(2) 地方出入国在留管理局から日本語教育機関へ通知のあった直近3年間の適正校の選定状況

違法な資格外活動による就労を主な目的とした外国人留学生を受け入れている日本語教育機関については本事業の対象外とするため、告示基準第1条第1項第8号ニに規定された適正校である旨の通知を3年間連続して受けている旨を記載し、地方出入国在留管理局からの直近3年間の通知の写しを添付すること。

(3) 職業安定法に基づく職業紹介事業の許可の取得若しくは届出の状況又は就職を目的とするコースの設置状況

職業安定法第30条の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可番号、又は同法第33条の2の規定に基づく無料の職業紹介事業の届出受理番号を記載し、職業紹介事業許可証等の写しを添付すること。

就職を目的とするコースを設置している場合には、そのカリキュラムの概要を記載し、必要に応じて資料を添付すること。

(4) 在籍していた外国人留学生の日本企業への就職状況

日本語教育機関による外国人留学生の就職支援状況を確認するため、日本企業に就職した少なくとも直近1年間の実績及び日本語教育機関が行っている外国人留学生の就職支援の内容について記載すること。また、就職が決定した外国人留学生の情報（可能な範囲で、海外の卒業大学、学部、専門分野、就職先企業名、就労分野等）を表形式にとりまとめた資料を添付すること。

(5) 卒業等後、就職活動を継続している外国人留学生との定期的な面談方法

外国人留学生は、卒業等後も県内を生活拠点とし、日本語教育機関と定期的に面談を行わなければならないこと。

日本語教育機関は、面談時に、留学生から就職活動の進捗状況について報告を受けるとともに、県等が実施する外国人留学生の就職支援事業について情報提供を行う必要があること。

面談の頻度や場所、面談結果の県への報告方法等を記載すること。

(6) 地域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るための県との連携内容

本事業は、海外の大学等を卒業等した外国人留学生の日本企業への就職を促進し、も

って地域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図ることを目的としている。

本事業を申請する日本語教育機関が、当該目的を達成するために県と連携して取り組んでいる内容について記載すること。

また、日本語教育機関は、上記（５）に規定された外国人留学生との面談時に、県等が実施する就職支援事業について情報提供を行う必要があることから、当該情報の収集方法についても記載すること。

（７）卒業等後の就職活動継続期間に就職が決定しなかった場合の外国人留学生への帰国指導の方法

卒業等後に最大１年間、就職活動を継続しても就職が決定しなかった場合、外国人留学生は在留期限までに帰国しなければならないこと。日本語教育機関が行う帰国指導の方法（帰国航空券の確認等）について記載すること。

５ 確認証明書の交付

県は、日本語教育機関から本事業の日本語教育機関に係る要件に適合していることの確認を求める申請があった場合には、本実施要領２（２）の要件を満たしていることの確認を行い、当該要件を満たしている場合にはその旨を証明する確認証明書を交付する。この確認証明書は、地方出入国在留管理局において、外国人留学生が日本語教育機関の卒業等後も就職活動を行うために「特定活動」への在留資格変更許可を申請した場合の審査において、日本語教育機関が本実施要領２（２）の要件を満たしていることを判断するための資料となる。

当該確認証明書の有効期間は、交付の日から１年間とし、翌年度も本事業を活用する外国人留学生が想定される日本語教育機関は、翌年度に再度申請手続を行い、確認証明書を取得するものとする。

様式 1

年 月 日

広島県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
申請者 印

広島県・今治市国家戦略特別区域・海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業
日本語教育機関の要件適合に関する確認証明申請書

広島県・今治市国家戦略特別区域・海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業実施要領 3 (1) に基づき、次のとおり、日本語教育機関の要件適合に関する確認証明を申請します。

記

1 留学告示別表第 1 に掲げる日本語教育機関の名称及び所在地

名称：
所在地：

2 地方出入国在留管理局から日本語教育機関へ通知のあった直近 3 年間の適正校の選定状況

年：(適正校 ・ 非適正校)
年：(適正校 ・ 非適正校)
年：(適正校 ・ 非適正校)

※地方出入国在留管理局からの直近 3 年間の通知の写しを添付すること

3 職業安定法に基づく職業紹介事業の許可の取得又は届出の状況

許可番号：
届出受理番号：

※許可証等の写しを添付すること

就職を目的とするコースの設置状況 (コース名、カリキュラムの概要など)

※パンフレットなどがあれば添付すること。

4 在籍していた外国人留学生の日本企業への就職状況

卒業等年度	就職希望者の卒業者数（人）	日本企業への就職者数（人）

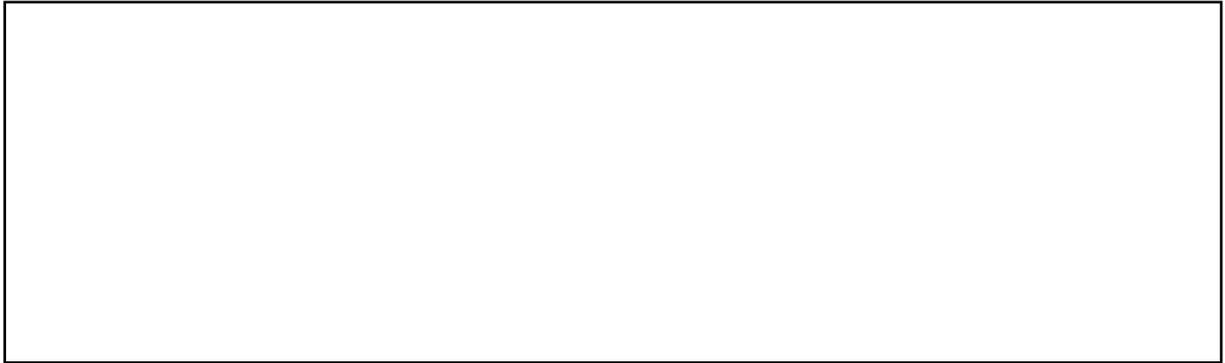
日本語教育機関における、外国人留学生への就職支援の状況

※就職が決定した外国人留学生の情報（可能な範囲で、海外の卒業大学、学部、専門分野、就職先企業名、就労分野等）を表形式にとりまとめた資料を添付すること。

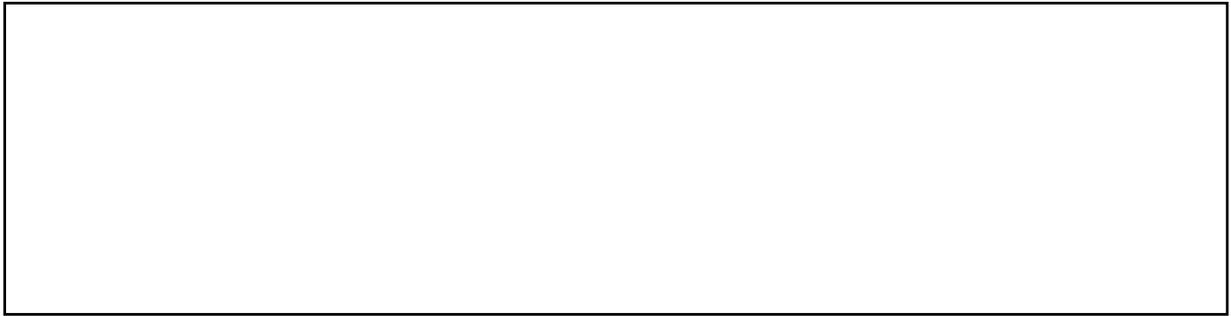
5 卒業等後、就職活動を継続している外国人留学生との定期的な面談方法（面談の頻度や場所、面談結果の県への報告方法など）

6 地域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るための県との連携内容（今後取り組みたいこと含む。この場合には、その開始時期、具体的内容を記載すること。）

県，広島県留学生活躍支援センター等が実施する就職支援事業の外国人留学生への情報提供方法



7 卒業等後の就職活動継続期間に就職が決定しなかった場合の外国人留学生への帰国指導の方法（帰国航空券の確認等）



年 月 日

(氏 名)

広島県・今治市国家戦略特別区域・海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業
日本語教育機関の要件適合に関する確認証明書

広島県・今治市国家戦略特別区域・海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）3（1）に基づき、年 月 日に申請のあった日本語教育機関の要件適合に関する確認証明について、次のとおり、実施要領2（2）の日本語教育機関の要件に適合することを確認しました。

なお、本確認証明書の有効期限は交付日より1年間です。

1 実施要領2（2）の日本語教育機関の要件に適合することを確認した
日本語教育機関の名称及び所在地

2 本確認証明書の有効期限

年 月 日

広島県知事

年 月 日

様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
国際課

広島県・今治市国家戦略特別区域・海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業
日本語教育機関の要件適合に関する確認結果通知書

広島県・今治市国家戦略特別区域・海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）3（1）に基づき、年 月 日に申請のあった日本語教育機関の要件適合に関する確認証明について、次のとおり、実施要領2（2）の日本語教育機関の要件に不適合であることを確認しました。

- 1 実施要領2（2）の日本語教育機関の要件に不適合であることを確認した日本語教育機関の名称及び所在地
- 2 実施要領2（2）の日本語教育機関の要件に不適合である内容及びその理由